

目次

1. 食の安全安心について

(1) 農薬の安全使用

(2) 防除暦と防除日誌記帳の意義

農薬に関わる法律

- ①農薬取締法 : 農薬の適正使用
- ②食品衛生法 : 青果物の農薬残留
- ③毒物及び劇物取締法 : 毒物・劇物農薬の適正管理



食品衛生法(農薬残留基準について) ネガティブリスト(いままで)

食品別農薬残留基準値

	キャベツ	トマト	ニンジン
成分A	0.1ppm	0.2ppm	—
成分B	—	1ppm	—
成分C	0.5ppm	0.5ppm	0.1ppm

基準のない
項目
↓
原則OK

ppm ⇒ 濃度の単位
1ppmは100万分の1 = 水1トンの中の1ml

食品衛生法(農薬残留基準について) ポジティブリスト

食品衛生法に基づいて設定

ポジティブリスト制導入(H18年5月29日)

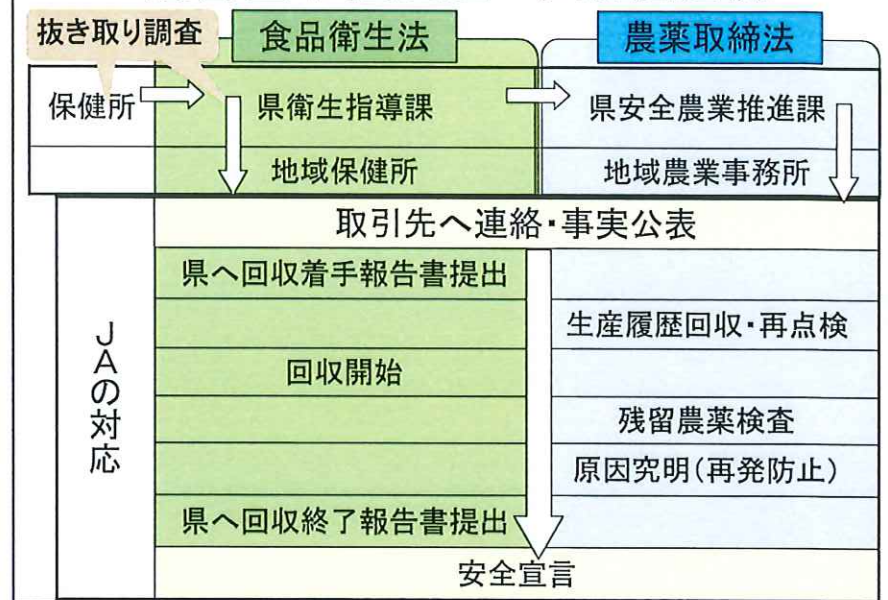
原則として農薬の残留を禁止し、認めるものを示す

食品別農薬残留基準値

	キャベツ	トマト	ニンジン
成分A	0.1ppm	0.2ppm	0.01ppm
成分B	0.01ppm	1ppm	0.01ppm
成分C	0.5ppm	0.5ppm	0.1ppm

一律基準
(0.01ppm)
を設定

残留基準値超過 事故経過例



回収にかかる費用項目

- 市場返品金額、消費者返品金額
疑わしいとされる販売期間全て
 - 農薬残留分析費用(部会全員の再検査)
 - 運送費用、回収品処分費用
 - 人件費
- 費用
- 市場価格低下(単価ダウン)
 - 出荷停止期間の損害
- 収入減少

品目の規模で様々だが、1億円以上の損害もある

農薬使用基準(表示ラベル)

適用作物	使用対象の作物
適用病害虫	防除対象となる病害虫
希釈倍数	どれくらい水に薄めればいいのか
散布量(使用量)	農薬を溶かした水の散布量 粒剤等では、面積あたりに撒く量
使用時期	栽培期間中のどの時期に使えるか
使用回数(本剤)	その農薬(商品名)の使用回数
使用回数(成分)	有効成分の使用回数

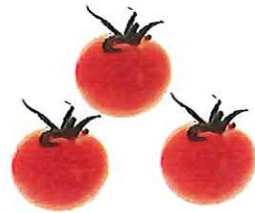
間違いやすい適用作物の分類
大きさの違う作物

トマト



直径3cmより大きい

ミニトマト



直径3cm以下

間違いやすい適用作物の分類
収穫時期の違う作物

野菜類・豆類(未成熟)



さやいんげん



えだまめ

豆類(種実)



いんげんまめ・金時豆



だいず

間違いやすい適用作物の分類
収穫部位・作物の形で変わる

結球レタス



葉を収穫する

非結球レタス



サラダ菜・
バターヘッドレタス



立ちちしや・
ロメインレタス

葉・茎を収穫する



かきちしや・
サンチュ



リーフレタス
サニーレタス

剤型によって登録作物が異なる

例) ネギの登録で比較

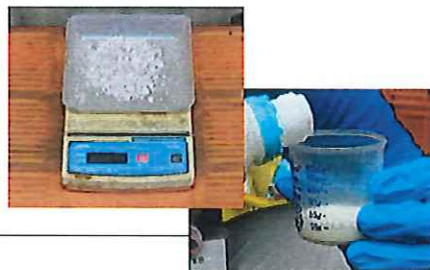
	水和剤	乳剤	フロアブル
トリフミン	○	×	
ベルコート	○		×

他にも、希釈倍数や使用回数が
異なる場合がある

登録内容を必ず確認しましょう!!

希釈倍数について

- ・粉、粒の農薬は**0.1g単位**まで量れるハカリが必用
- ・液体(フロアブル)の農薬は目盛のついたカップが必用



★薬剤の使用量(g または ml)

		水100ℓ	水20ℓ	水10ℓ	水5ℓ	水1ℓ
希釈倍数	500倍	200g	40g	20g	10g	2g
	1,000倍	100g	20g	10g	5g	1g
	2,000倍	50g	10g	5g	2.5g	0.5g
	3,000倍	33.3g	6.6g	3.3g	1.6g	0.3g
	5,000倍	20g	4g	2g	1g	0.2g

使用時期について

9/5	6	7	8	9	10	11
例) 収穫前日まで			散布	収穫可能◎ (散布24h後~)		
12	13	14	15	16	17	18
例) 収穫3日前まで						
19	20	21	22	23	24	25
散布	×	×	収穫可能◎			

最終有効年限を守りましょう



「西暦」と「月」で記入
通常、新品の有効年限は3年間
例①:2022. 10 例②:22. 10

有効年限を守らなくてはならない理由

- 最終有効年月を過ぎた農薬の使用は行わないように努めること(農薬取締法より)
- 時間の経過などにより農薬の成分が劣化する可能性があるため
⇒ **効果の低下・薬害の原因**になる

農薬の不適正使用事故が起きてます

家族が**知らぬうちに**
農薬を使っていた...

農薬登録があると
思い込んでいた

散布機の洗浄不足が
原因で農薬残留?!



散布器具の洗浄: 毎回洗浄する



タンク: 底の残液を残す



ストレーナー: 目詰まり確認

ホース: 必ず清水を通す
130mホースの場合
残液10L以上
洗浄には清水20L以上 × 3回



背負い式動噴も同様



タンク洗浄
・残液排出

フィルター洗浄



ホース内は
3回通水



「ドリフト(農薬飛散)」対策

周囲からのドリフト対策と周囲へのドリフト対策

- ①強風の日にはなるべく農薬散布しない
- ②隣の圃場にかからないように注意して散布する
- ③散布ノズルを高く上げない
- ④散布機の圧力を上げすぎない
- ⑤ドリフト低減可能な製剤を選択する
- ⑥複数の作物に共通している農薬を選択する
- ⑦収穫が近づいたら桃色旗の設置

農薬を使用する人全員がこれらの同じ意識を持つ!



農薬使用～出荷までの対策要点

生産者の作業	JAの業務	対策内容
農薬選択	注文書・資料作成	登録誤認防止
ラベル確認 薬液調合		登録再確認・薬液計量
散布	桃色旗配布	ドリフト防止
片付け・記帳		農薬適正保管・機具洗浄・履歴簿記帳
履歴簿提出	履歴簿回収・点検	出荷前 農薬使用記録確認
	収穫前残留自主検査	農薬適正使用の担保
出荷	履歴簿保管	トレーサビリティの確保

目次

1. 食の安全安心について

(1) 農薬の安全使用

(2) 防除暦と防除日誌記帳の意義

「防除日誌」の作成・記帳について

農薬取締法では、農薬の使用基準が遵守事項で罰則が科せられるのに対し、農薬の使用状況の記録は遵守の努力を要請する事項で罰則はない。

しかし、**残留農薬の基準値超過**などの事故が起こった場合、「**防除日誌**」をもとにその原因を検証する必要がある。自身が行った防除の正しさを証明するのは防除日誌のみなのである。

「防除日誌」に必要な項目

0. 生産者名
1. 栽培作物
2. 圃場の場所
3. 栽培に関する日付
4. 防除した日付
5. 使用農薬名
6. 希釈倍数および散布量
7. 対象病虫害雑草
8. 使用回数



出荷前に必ず
提出・点検！